

お客様各位

株式会社トヨタレンタリース福岡

適格請求書発行事業者に関する弊社登録番号のお知らせ

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和5年10月1日から消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）導入にあたり、適格請求書発行事業者登録番号のご案内させていただきましたが、「仕入税額控除のために使用する適格請求書等」及び「税率」に関する記載を訂正いたしましたので、改めてご案内をさせていただきます。

適格請求書発行事業者登録番号 T7290001015029

上記の登録番号は、国税庁ホームページの「適格請求書発行事業者公表サイト」にて、ご確認いただくことができます。

弊社のインボイス及びその交付方法

●リース契約：令和5年10月以降開始のリース契約分

お客様の会計処理	仕入税額控除のために使用する適格請求書等
資産計上	リース契約書、リース料支払明細書のいずれか
費用計上	+ 通帳、銀行が発行した振込金受取書等

●リース契約：令和5年9月以前開始のリース契約分

お客様の会計処理	仕入税額控除のために使用する適格請求書等
資産計上	計上済みのためインボイス不要
費用計上	リース契約書 + 通帳、銀行が発行した振込金受取書等 + 当案内 ※1

※1：令和元年9月以前リース開始の契約で消費税増税時以降に増税対象とご案内（又は増税に応じて増額しご請求）した契約の消費税率は10%、ご案内や増額したご請求の無かった契約の消費税率は8%（※2）です。

令和元年10月以降リース開始の契約の消費税率は10%（※2）です。 ※2：課税対象のみご案内時に送付しました「請求予定表」又は「リース料支払明細書」の保存が必要です。

●リース契約以外：既存の請求書

※レンタカーについては、締請求書または「貸渡料金精算明細書(兼ご請求書)」になります。

※2023年3月末の関係法令等に基づき作成しており、改正等により変更されることがあります。弊社のインボイス制度運用について、ご質問等がございましたら、下記にご連絡いただきますよう、お願い申し上げます。

敬 具

インボイスに関する問い合わせ先

弊社リース営業担当者 または

電話番号：092-461-0100 業務課 森まで